

令和6年度「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等」の変更点について

令和6年4月

主な変更点は次のとおりです。詳細は（別記）特定調達物品等でご確認ください。

分野	特定調達品目	特定調達物品の追加及び判断の基準等の変更の主な内容
紙類	塗工されていない印刷用紙	・総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し
	塗工されている印刷用紙	・配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
文具類	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	・ラミネート層の扱いについて修正
画像機器等	プロジェクタ	・エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 ・対象範囲の拡大（5,000ルーメン以上の製品を追加） 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等
オフィス機器等	シュレッダー	・エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加 ・特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	電子式卓上計算機	・バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加
家電製品	電気便座	・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定
温水機器等	ヒートポンプ式電気給湯器	・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	ガス温水機器	・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・ハイブリッド給湯器を対象に追加 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	石油温水機器	・エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更 ・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
	ガス調理機	・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
照明	LEDを光源とした内照式表示灯	・配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加
公共工事	自動水栓	・工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し
役務	食堂	・食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加